

組合員各位

神奈川県医師国民健康保険組合

第一種組合員が管理する事業所に勤務する従業員 (第二種組合員)の人数制限の緩和について

平素より、当組合の事業運営にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では第一種組合員が管理する健康保険強制適用事業所に雇用される従業員の加入について、現在は、健康保険適用除外申請が承認されていることを条件に、従業員4名までご加入いただけるようになっております。

しかしながら、組合員の方より、従業員の人数制限の緩和についてご要望があったことから、組合として検討を重ね、先般開催された理事会で協議いただいた結果、第一種組合員が管理する事業所における人数制限の緩和(5名以上の従業員の加入)が承認されましたことをお知らせいたします。(令和6年7月2日開催第335回理事会において承認)

つきましては、下記【留意事項】及び裏面のQ&Aをご一読いただき、ご不明な点がございましたら組合までご連絡くださいますようお願いいたします。

※1健康保険強制適用事業所

「法人事業所」および「常勤従業員が5名以上の個人事業所」は、社会保険(健康保険と厚生年金)の強制適用事業所となります。

※2健康保険適用除外承認申請

健康保険強制適用事業所の従業員は、健康保険の加入を適用除外し、厚生年金に加入するための申請をして年金事務所に承認されれば、厚生年金と当組合に加入することができます。

【留意事項】

- ・施行開始日：令和6年10月1日
- ・健康保険強制適用事業所の従業員が医師国保に加入するためには、年金事務所に健康保険適用除外申請をして、厚生年金に加入しなければなりません。
- ・既に他健康保険へ加入中の方(被扶養者を除く)は、国民健康保険法第十九条により医師国保へ加入することができません。(健康保険が優先されます。)
- ・既に当組合に加入している従業員4名以内の事業所で、従業員が5名以上に増えた場合、加入している従業員も含めて、全員が健康保険適用除外申請をして、医師国保に加入・継続することができます。
- ・第一種組合員が新規加入する事業所(P4参照)の場合、5名以上の従業員が第一種組合員と同時加入することはできません。
(健康保険強制適用事業所のため健康保険へ加入となります。)
- ・個人事業主(第一種組合員)は健康保険適用除外申請(厚生年金加入)ができません。

Q & A

Q 個人事業所の従業員が4名から5名に増えました。加入する従業員も国民年金のままです。どうなりますか？

A 常勤従業員が5名以上の事業所は、健康保険強制適用事業所となります。医師国保に加入する従業員は既に参加済みの4名も含めて全員、健康保険の適用除外申請をして厚生年金に加入しなければなりません。

Q 健康保険適用除外申請はどこに申請するものですか？

A 医師国保の理事長印が押された申請書を所轄の年金事務所に提出してください。

Q 今、健康保険に加入している従業員を医師国保に加入させることはできますか？

A 健康保険が優先（国民健康保険法第十九条）されるため、一度健康保険に加入すると、医師国保へ変更することはできません。

Q 同一医療法人の分院の従業員も医師国保に加入できますか？

A 分院の管理者が医師国保に第一種組合員として加入されていて、その事業所の従業員が、健康保険の適用除外申請を承認されれば加入できます。

当組合は事業所単位でご加入いただいているため、事業所毎の管理者が第一種組合員として加入している必要があります。

Q 従業員の加入条件はありますか？

A 第一種組合員が開業又は管理者となっている神奈川県内の医療機関及び介護施設に勤務し、規約に定める区域内に住所（住民票）がある常勤の従業員の方です。
（パートの方は1週の所定労働時間及び1ヵ月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上勤務）

Q 新規加入を希望している個人事業所です。5名いる従業員全員加入できますか？

A 常勤従業員が5名以上の個人事業所は、健康保険強制適用事業所のため、従業員は全員、健康保険へ加入しなければなりません。個人事業主は医師国保へ加入することができます。（P4参照）

健康保険適用除外
について(医師国保HP)

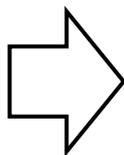


既に医師国保へ加入している事業所

常勤従業員 5人目からも医師国保に加入できるようになりました！

① 個人事業所

従業員 4名以内



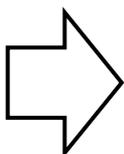
事業主

医師国保 + 国民年金

従業員

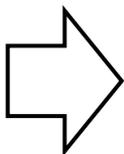
② 個人事業所 ※1

従業員 5名以上に**変更したとき**



事業主

医師国保 + 国民年金



従業員

医師国保 + 厚生年金

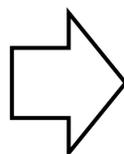
健康保険適用除外申請が必要 ※2

or

社会保険加入（健康保険 + 厚生年金）

③ 法人事業所 ※1

に**変更したとき** ※3



事業主

医師国保 + 厚生年金

健康保険適用除外申請が必要 ※2

or

従業員

社会保険加入（健康保険 + 厚生年金）

※1 健康保険強制適用事業所

「法人事業所」および「常勤従業員が5名以上の個人事業所」は、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用事業所となります。

※2 健康保険適用除外承認申請書

健康保険強制適用事業所の従業員は、健康保険の加入を適用除外し、厚生年金に加入するための申請をして年金事務所に承認されれば、厚生年金と当組合に加入することができます。

※3 新規加入から法人設立日までが6ヵ月以内の事業所は、事業主、従業員全員が社会保険の加入となります。

これから医師国保へ新規加入する事業所

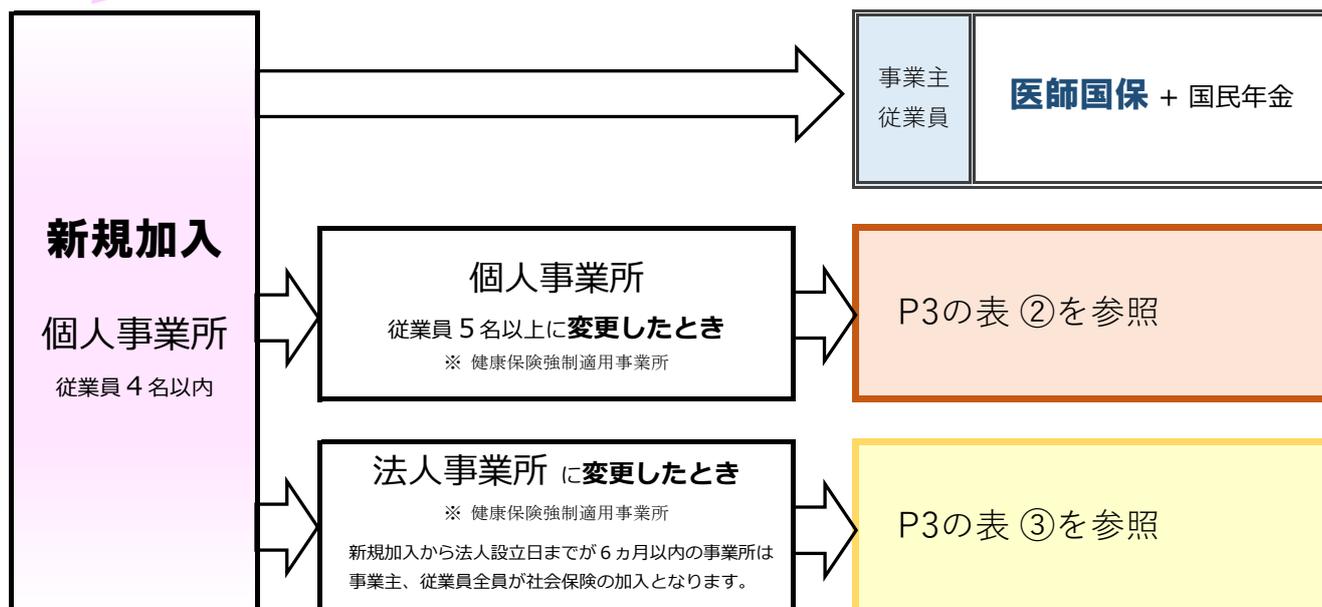
新規加入条件はこれまでと変わりありません

【新規加入の条件】

- ・ 個人事業所であること
- ・ 常勤従業員が4名以内であること
- ・ その他、当組合の一定の条件を満たしていること

☒ 新規加入できないケース ☒

- ・ 常勤従業員が5名以上の個人事業所に勤務する従業員
- ・ 法人事業所の事業主、従業員
- ・ 6カ月以内に医療法人設立を予定している事業所
- ・ その他、当組合の条件を満たしていない場合



※ 健康保険強制適用事業所

「法人事業所」および「常勤従業員が5名以上の個人事業所」は、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用事業所となります。

当組合に加入できる組合員の資格条件（一部抜粋）

（組合員の事業又は業務の種類）

組合員が従事する事業又は業務の種類は、次のものとする。

- 一 医療機関又は介護施設の開設者又は管理者
- 二 医療機関又は介護施設に勤務する医師
- 三 組合員が開設又は管理する医療機関等の従業員
- 四 組合事務所に使用される者
- 五 上記一及び二に該当しないが、医師等の国家資格を有する専門職としての次の事業又は業務に携わる者（非常勤勤務者を含む。）
 - ① 医師等を育成する教育機関等の教師（講師）
 - ② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
 - ③ 学校医、産業医、警察医、検案業務に携わる者
 - ④ 検査・健診業務に携わる者及び救急科専門医の認定を受け、救急救命の業務に携わる者
 - ⑤ 研究機関等において医学・医療に関する調査・研究を行う者
 - ⑥ 医師会、その他医療関係機関の役員、委員及び議員等